

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	富津市 (12226)
地域名 (地域内農業集落名)	天神山地域 (不入斗・花輪・長崎・横山・相川)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	136.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	136.4 ha
② 田の面積	103.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	32.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農地は県営事業(施工年度:昭和59年～平成13年)で整備されたほ場であり、主な品目は、水稻・ネギである。
農業生産においては、地域内に中山間組織や複数の多面的組織があり、高齢化や担い手の不足によって少数の担い手へと農地が集約している。
また、有害獣の増加により、経営意欲の減退も進んでいることから、更なる生産条件の改善等の整備を図り、貴重な地域資源である農地を次世代に繋ぐ取組が求められている。
具体的な課題は
①営農組織の維持や遊休農地を増加させないために、農地の担い手を探す必要がある。
②農作物被害の防止と生活環境を守るため、イノシシ、シカ、サル等による鳥獣対策が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

経営規模については、離農を志向する経営体は主だが、規模拡大を志向する経営体も少数いる。規模拡大を志向する農家や認定農業者を中心に集積・集約化を行い、大型機械の導入により、収益の安定・向上や作業コストの削減を進めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
集積の対象となっていない農地においては、今後、高齢化により遊休農地となる可能性があることから、これらの農地においても関係機関と協議し、集積を進めていく。 担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、市が地域計画に基づき、関係機関と連携し、新たな担い手への集積・集約を進めていく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	25.8	%	将来の目標とする集積率
			25.8 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
効率的な耕作が行えるよう、未集積農地を近隣担い手に集積することによって、更なる農地の集約化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
現在は、認定農業者5経営体と地域内担い手にて耕作しているが、担い手についても高齢化が進んでいくことから、認定農業者を中心としつつ、新たな担い手への移行を進め集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、耕作可能な農地を機構に貸し付けていく。 担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて地域農業を担う者への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
基盤整備については昭和59年から平成13年に整備したため、今後は関係機関と話し合いを進めながら必要な事業を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、JA等の関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】

①獣害対策
イノシシ、シカ、サル等による農作物被害対策として、柵の設置を行っているが、今後の状況によっては、設置エリアの拡大を進め、定期的な巡回等により農地維持の徹底を図る等、地域ぐるみで被害防止体制の強化を図る。

⑦保全・管理
多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域全体で農村環境の維持・管理に努め、未実施の地域でも事業推進に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		水稻	4.0 ha	ha	水稻	4.0 ha	ha	A	オレンジ
認農		水稻	4.6 ha	ha	水稻	4.6 ha	ha	B	薄い青
認農		水稻	6.8 ha	ha	水稻	6.8 ha	ha	C	グリーン
認農		水稻	11.9 ha	ha	水稻	11.9 ha	ha	D	イエロー
認農		水稻	7.9 ha	ha	水稻	7.9 ha	ha	E	ブルー
利用者		水稻	2.1 ha	ha	水稻	2.1 ha	ha	F	うす緑
利用者		水稻	1.4 ha	ha	水稻	1.4 ha	ha	G	紫
利用者		水稻	1.7 ha	ha	水稻	1.7 ha	ha	H	ピンク
計	8経営体		40.4 ha	0 ha		40.4 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。